

川崎市上下水道局鷺沼水力発電共同事業に関する公募型プロポーザル方式事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 川崎市上下水道局鷺沼水力発電共同事業（以下「本事業」という。）において、公募型プロポーザル方式により受注者として最も適した者（以下「受注適格者」という。）の特定を行う場合の事務取扱いについては、川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号。以下「契約規程」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「公募型プロポーザル方式」とは、提案書（第1号様式）を提出する提案者を公募し、当該者に対するヒアリングの内容及び提案書について審査及び評価を行い、受注適格者を特定する方法をいう。

(応募者の参加資格要件)

第3条 応募者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者
- (2) 国税又は市税の未納がない者
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでない者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者
- (5) 次のいずれにも該当しない者

ア 契約規程第2条の規定により一般競争入札に参加できない者

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）第2条又は第3条の規定により指名停止を受け、指名停止期間中である者

（6）その他別に定める要件を備えた者
（委員会）

第4条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、受注適格者の特定を行うため、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、審査委員長及び審査委員をもって組織する。

（1）審査委員長は、総務部担当部長（財務担当）をもって充てる。

（2）審査委員は、経営戦略・危機管理室長、水道部長、水管理センター所長及び水道計画課長をもって充てる。

（3）審査委員会の事務局は、水道計画課に置く。

3 審査委員会は、次に掲げる事項を審議し、管理者に上申する。

（1）受注適格者の特定を公募型プロポーザル方式により行うことの適否

（2）プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の構成

（3）提案書の評価に関する基準（以下「評価基準」という。）

（4）学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の選定

（5）その他必要な事項

4 管理者は、審査委員会の上申を受け、前項各号に掲げる事項を定める。

5 管理者は、評価基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

6 管理者は、受注適格者の特定を公募型プロポーザル方式により行うことが適当であると決定したときは、評価委員会を設置する。

7 管理者は、必要があると認めるときは、評価委員会に学識経験者を委員として加えることができる。

8 評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 第3条第6号に基づき提案者が備えるべき要件を定めること。

(2) 提案者に対するヒアリング

(3) ヒアリングの内容及び提案書に対する審査及び評価

9 前各項に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が審査委員会に諮って定め、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員長が評価委員会に諮って定める。

(実施の公表)

第5条 管理者は、受注適格者の特定を行おうとするときは、次に掲げる事項を、川崎市上下水道局ウェブサイトへの掲示等の方法により公告するものとする。

(1) 本事業の名称、内容及び履行期間

(2) 参加資格

(3) 評価基準

(4) 契約担当課

(5) 提案者の募集に関する書類を交付する期間、場所及び方法

(6) 公募型プロポーザル参加意向申出書（第2号様式。以下「参加意向申出書」という。）を提出すべき期限、場所及び方法

(7) 第7条第1項の通知書を交付する日及び場所

(8) 提案書を提出すべき期限、場所及び方法

(9) ヒアリングを実施する予定日及び場所

(10) 使用する言語及び通貨

(11) 関連する情報を入手することができる窓口

(12) その他必要な事項

(参加意向申出)

第6条 提案書を提出しようとする者は、参加意向申出書に必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(参加資格の確認等)

第7条 管理者は、参加意向申出書を提出した者について、第3条に規定する要件に該当する者（以下「参加資格者」という。）であるかどうかの確認を行い、その結果を参加資格確認結果通知書（第3号様式）により通知する。

2 前項の確認の結果、参加資格者と認められなかった者（以下「非参加資格者」という。）に対する通知には、参加資格を認められなかった理由を記載するものとする。

3 非参加資格者は、管理者に対して、前項の理由について、書面による説明を求めることができる。

(提案書の提出等)

第8条 参加資格者は、管理者が指定する期限までに、必要な書類を添えて、提案書を管理者に提出しなければならない。

2 評価委員会は、提案書の提出があったときは、提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

(参加資格の喪失等)

第9条 参加資格者が、契約を締結するまでの間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、参加資格を失うものとする。

(1) 第3条に規定する要件に該当しないこととなったとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載をする等不正な行為を行ったとき。

2 前項の規定により参加資格を失った者（以下「参加資格喪失者」という。）が提出した提案書は、無効とする。

3 管理者は、参加資格喪失者に対し、参加資格を失う旨及びその理由を参加資格喪失通知書（第4号様式）により通知する。

4 参加資格喪失者は、管理者に対して、前項の理由について書面による説明を求めることができる。

（受注適格者の特定）

第10条 管理者は、第4条第8項第3号の審査及び評価に基づいて、受注適格者を特定する。

2 管理者は、受注適格者を特定しようとするときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。ただし、第4条第7項の規定により、学識経験者を委員として加えるときは、この限りでない。

3 管理者は、受注適格者の審査の結果について、提案者に対し結果通知書（第5号様式）により通知する。

4 受注適格者として特定された者以外の者は、管理者に対して、特定されなかった理由について書面による説明を求めることができる。

（契約交渉）

第11条 管理者は、受注適格者と契約締結の交渉を行う。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

提 案 書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の件について、提案書を提出します。

件名：

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

第2号様式（第5条関係）

公募型プロポーザル参加意向申出書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

年 月 日付けで公告された次の件について、公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

件名：

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

第3号様式（第7条関係）

参加資格確認結果通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

川崎市上下水道事業管理者

年 月 日付けで公告した次の件について、参加資格確認結果を通知します。

1 件名：

2 参加資格の有無

（1）資格を有することを認めます。

（2）次により、資格を有することが認められません。

理由：

契約担当課

電 話

F A X

E-mail

第4号様式（第9条関係）

参加資格喪失通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

川崎市上下水道事業管理者

年 月 日付けで公告した次の件について、貴社は参加資格を喪失したので通知します。

1 件名：

2 参加資格喪失の理由

契約担当課

電 話

F A X

E-mail

第5号様式（第10条関係）

結 果 通 知 書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

川崎市上下水道事業管理者

貴社から提出があった次の件の提案書等の内容について、審査結果を次のとおり通知します。

1 件名：

2 結果

（1）受注適格者として特定しました。

契約等の手続につきましては、別途連絡します。

（2）次の理由により受注適格者として特定しませんでした。

理由：

契約担当課

電 話

F A X

E-mail